

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、学校法人九州ルーテル学院(以下「学院」という。)の寄附行為第58条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この規程に定める役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) この規程に定める評議員とは、九州ルーテル学院寄附行為第32条に定める評議員をいう。
- (3) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、退任慰労金その他の役員及び評議員としての職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員及び評議員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (4) 費用とは、役員及び評議員としての職務遂行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

## (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬については、その職務遂行の実態に即して支給することとし、役員及び評議員の地位のみに基づいては支給しない。

- 2 本学院教職員を兼務し、給与等を支給している役員及び評議員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- 3 役員及び評議員の報酬は、理事会、評議員会、オンライン会議、テレビ会議、電話会議等に出席(書面出席を除く)の場合において支給する。ただし、同日に会議が重なった場合は、重複支給しない。

## (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員及び評議員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 退任慰労金 別表第2に定める算定式により算出される額。但し、当学院教職員として給与を受給していた期間は除く。

## (報酬等の支給方法)

第5条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。)
- (2) 退任慰労金 任期の満了、退任又は在任中の死亡により退任した後、2か月以内に支給するものとし、死亡退任の場合は、退任者の遺族に支給する。

- 2 役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費等は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、本人の同意を得て、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程第12条内規に基づいて、別表第3により旅費等を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員及び評議員に就任した者には、その就任日から報酬を支給する。

- 2 役員及び評議員が退任し、又は解任された場合は、その任期満了日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の出勤すべき日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2020（令和2）年4月1日より施行する。

<議決No.19-62>

附 則

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

<議決No. - >

別表第1 (役員及び評議員の報酬)

役職名	報酬の額 (月額)
理事長	200,000 円
院長	180,000 円
監事	50,000 円
上記以外の理事及び評議員	0 円

別表第2 (退任慰労金算定式)

<p>在任1年につき10,000円(6ヶ月の場合は0.5年)とし、50,000円を上限とする</p> <p>※退任慰労金の支給対象者は、理事及び監事とする。ただし、本学院専任教職員を兼務する理事は除く。</p> <p>※上記在任年数は、評議員会において選任され、就任した日から退任した日までの期間とする。ただし、本学院専任教職員として給与を受給していた期間は除く。</p> <p>※計算期間は、6ヶ月単位とし、6ヶ月未満は切り捨てる。6ヶ月以上1年未満は6ヶ月とする。</p> <p>※理事長については、上記の算定式に加算を検討できることとし、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により支給することができる。</p>
--

別表第3 (費用〔旅費・日当〕)

区 分 ※理事長・院長・監事除く	金額
理事会・評議員会・その他会議等への出席 (熊本市内近郊者)	日額 5,000 円
※熊本市内以外からの来訪に関する旅費日当は、本学院「旅費規程運用細則」に基づいて支給する。	
宿泊費	一泊 11,000 円
タクシー代その他	学院「旅費規程」による

区 分 ※理事長・院長・監事	金額
理事会・評議員会・その他会議等への出席 ※毎月の基本報酬日数を超えた場合	日額 2,000 円+交通費
タクシー代その他	学院「旅費規程」による